資料３

朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会公開要領（案）

（目的）

第１条　この要領は、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）条例第８条に基づき制定するものであり、会議を公開し、その会議状況を朝霞市及び和光市の住民（以下「住民」という。）に明らかにすることにより、運営の透明性を高めるとともに、住民の自主的、主体的なごみ広域処理施設建設事業への参加を図ることを目的とする。

（公開の基準）

第２条　委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員会委員長（以下「委員長」という。）又は、委員の発議により非公開の議決をしたときは公開しないものとする。この場合において、議決は朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例（令和３年条例第４号）第６条第３項を準用する。

２　委員会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（委員会開催の周知）

第３条　委員会の開催の周知については、委員会の開催日時、場所等は、開催の１週間前までに公表するものとする。ただし、開催が急を要した場合は、この限りでない。

（傍聴できる者）

第４条　何人も、この要領に定めるところにより、公開の委員会を傍聴することができる。

（傍聴者の定員及び傍聴席の確保）

第５条　傍聴者の定員は、会議室の広さ等を勘案して委員長が定めるものとし、傍聴者のために傍聴席を確保するものとする。

（傍聴の手続）

第６条　委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿（様式第１号）に氏名、住所を明記し委員長に提出し、事務局職員の指示を受けなければならない。

２　傍聴の受付は、委員会の３０分前からとする。

３　傍聴の希望者が定員数を超えた場合は、傍聴者受付簿順に、傍聴者を決定するものとする。ただし、報道関係者は除く。

４　受付においては、傍聴者の遵守事項等を記載した「傍聴者のみなさまへ（様式第２号）」及び会議次第を配布するものとする。

（傍聴席以外の入場の禁止）

第７条　傍聴者は、傍聴席以外の場所に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第８条　次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることはできない。

（１）他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物や旗、幕等を所持している者

（２）議事の進行を妨げるおそれのある拡声器や録音機、写真機等を所持している者。ただし、委員長の許可を得た者は除くものとする。

（３）酒気を帯びていると認められる者
（４）議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
（５）次項の規定による質問に応じない者
（６）その他委員長が別に定める者
２　委員長は、必要があると認めた時は、傍聴者に対し、事務局職員に前項第１号及び２号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
（傍聴者の守るべき事項）
第９条　傍聴者は、傍聴席において静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
（１）傍聴者は、会議において発言することはできないものとする。ただし、委員長が必要と認めた時はこの限りではない。
（２）会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
（３）私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
（４）会議の秩序を乱し、又は議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。
（撮影・録音等の禁止）
第１０条　会議での発言は、その趣旨と表現方法が異なることがあり、誤解を招くおそれがあることから、傍聴者は、傍聴席において録画・録音等をしてはならない。また、写真撮影については、議事の進行を妨げるおそれがあることから、事前に委員長の許可を得た場合を除き撮影することができない。
（指示）
第１１条　傍聴者は、委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。
（傍聴者の退場）
第１２条　傍聴者は、次の場合には速やかに退場しなければならない。
（１）委員長が会議を公開しない旨を宣告し、傍聴者の退場を命じたとき。
（２）傍聴者が、この要領に違反したことに対する委員長の命令に従わないとき。
２　前項第２号の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。また、以後においても傍聴席に入ることができないことがある。
（議事録の作成等）
第１３条　委員会は、会議の公開又は非公開に関わらず、会議の議事録（以下「会議録」という。）を作成する。
２　委員会は、会議を公開した場合には、会議録の確定後、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）ホームページに掲載する。
３　委員会は、会議を公開しなかった場合には、会議録の確定後、会議の概要を作成し、当該会議の概要を組合ホームページに掲載する。
（委任）
第１４条　この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。
附　則
この要領は、令和　　年　　月　　日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

第　回　朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設検討委員会　傍聴者受付簿

No	氏　　名	住　　所	備　考
		朝霞市　・　和光市　・　その他 ※該当するものに〇をつけてください。	

様式第２号（第６条関係）

傍　聴　者　の　皆　さ　ま　へ

検討委員会の会議を傍聴しようとする皆様におかれましては、次の事項を守ってください。

（１）　傍聴者は、会議において発言することはできないものとする。ただし、委員長が必要と認めた時はこの限りではない。
（２）　会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
（３）　私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
（４）　会議の秩序を乱し、又は議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

撮影・録音等について

○　会議での発言は、その趣旨と表現方法が異なることがあり、　誤解を招く恐れがあることから、傍聴者は、傍聴席において録画・録音等は認めておりません。
○　写真撮影については、事前に委員長の許可を得た場合を除き撮影することはできません。